

(趣旨)

第1条 この基準は、佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和48年佐倉市条例第43号。以下「条例」という。）第4条第1項に規定する佐倉市立公民館（以下「公民館」という。）の施設の使用の許可に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用できるもの)

第2条 公民館を使用できるものは、2人以上で構成される団体又は個人であつて佐倉市施設予約サービスの利用者登録をしたものとする。

2 条例別表第3備考1及び別表第4備考1に規定するこれに類すると教育委員会が認めるものは、次に掲げるものをいう。

(1) 本市に所在する法人

(2) 代表者が市内事業者であつて、市内事業者が半数以上で構成される同業組合又は連絡協議会

(3) 代表者が本市に在住、在勤又は在学し、かつ、本市に在住、在勤又は在学する者がおおむね半数以上で構成される団体

(4) 本市に在住、在勤又は在学する個人

(先行予約)

第3条 教育委員会は、行政機関又は行政機関から委託等を受けた団体の行政サービスの実施に係る使用については、社会教育法（昭和24年法律第207号）第22条に規定する公民館事業（以下「公民館事業」という。）に支障のない範囲内で、施設の先行予約をさせることができる。

第4条 教育委員会は、行政機関の施策を推進する団体又は本市と連携協定を結んでいる団体の公益性のある使用については、本市の担当課の依頼により施設の先行予約をさせることができる。

(使用許可の基準)

第5条 公民館の使用の許可の基準は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、教育委員会は、次に掲げる使用を許可しないものとする。

(1) 酒宴を目的とする使用

(2) 賭博行為、騒音を伴う行為、不潔又は不快な感情を与える行為等、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある使用

(3) 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第1条の3第1項に規定する収容人員を超える使用

(やむを得ない事情による取消し)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第6条第2項に規定する場合として、使用の許可を取り消すことができる。

(1) 公民館が公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく投票又は開票

の会場として使用することが指定された場合その他選挙のために使用させる必要があると教育委員会が認める場合

- (2) 災害、感染症の流行等のため安全の確保が困難と判断した場合
- (3) 公民館が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく避難所に指定された場合
（入場料等の徴収）

第7条 公民館を使用するもの（以下「使用者」という。）は、使用に際し、入場料又は参加料を徴収してはならない。ただし、催事の開催に必要な実費相当額のみを徴収する場合又は収益を主たる目的とせずに催事を開催する場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により入場料又は参加料を徴収して使用する場合は、予算書、決算書その他教育委員会が必要と認める書類を提出しなければならない。

（販売行為の禁止）

第8条 使用者は、公民館において物品又はサービスの販売をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、教育委員会に事前に届け出ることにより行うことができる。

- (1) 研修会、講演会その他これらに類する集会において、教材資料又は講師の著作物を販売する場合
- (2) 社会教育関係団体、社会福祉団体等が公益活動に協力するためにバザーを行う場合
- (3) 行政機関又は地域住民が主催の公益性のある催事（模擬店、フリーマーケット等）を行う場合
- (4) 使用者が学習のための教材、材料等の共同購入を行う場合
- (5) 公民館を使用して継続的に学習活動を行う団体が、当該活動の成果として制作した物品又は習得した技能等を用いて提供するサービスを、当該活動の成果の発表及び地域への還元を目的として販売する場合

（補則）

第9条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則（令和元年6月4日決裁佐中公第55号）

この基準は、決裁の日から施行する。

附 則（令和 年 月 日決裁佐 第 号）

この基準は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	使用目的	使用許可基準		
		許可		不許可
		目的内使用	目的外使用	
政党・政治団体	政党その他の政治団体の構成員の学習会、会議等の集会	○		
	議会報告会その他の一般住民に呼びかけて開催する集会	○		
	後援会、励ます会その他これらに類する特定の候補者に係る集会		○	
宗教団体等	祭祀、儀式、祈祷その他の宗教行為、布教又は勧誘			○
	地域の伝統的な祭礼に係る集会又は習俗化した行事	○		
労働組合・職員組合	組合員の学習会、会議等の集会	○		
	争議権の認められていない公務員等による労働争議の集会			○
私塾・文化教室	私塾又は文化教室の会場		○	
	公開の発表会、展示会等の集会		○	
営利団体 (会社、商店その他の営利を目的とした団体)	物品又はサービスの販売促進に関する活動			○
	社会貢献活動	○		
	営利団体で構成される同業組合又は連絡協議会	○		
	社員研修、福利厚生事業又は採用面接		○	
特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人・団体	研修会、講習会等の集会又は特定非営利活動法人等が開催する無料若しくは有料かつ収益が発生しない催事	○		
	有料かつ収益が発生する催事（収益を主たる目的としない場合に限る。）		○	

個人	文化・芸術活動、学習活動、自身の作品の展示	○		
	その他の活動及び複数名での利用（自身の作品の展示を除く。）			○

備考1 目的内使用とは、公民館事業の使用をいい、目的外使用とは公民館事業以外の使用をいう。

- 2 その他の宗教行為、布教又は勧誘とは、広く一般市民に参加を募り実施する勉強会、講演会等をいう。
- 3 地域の伝統的な祭礼に係る集会又は習俗化した行事とは、七夕、ハロウィン、クリスマス、節分等広く国民に浸透している行事をいう。
- 4 私塾・文化教室とは、市内に在住する又は事務所等を市内に置き、かつ、市内を拠点とする個人事業者が主催し、月謝、会費その他これらに類する費用を徴収して行われる事業をいう。